

別表三の二付表二

「連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、特定同族会社に該当する連結親法人が法第81条の13(連結特定同族会社の特別税率)の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに記載し、連結留保金額に対する税額のうち各連結法人の個別帰属額を計算するために使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載し、括弧の中には連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算を行う連結法人の法人名を記載します。	
「連結個別留保税額の計算」の「5」及び「6」	「 $\frac{\quad}{12}$ 」の分子には、連結親法人事業年度の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。	
「連結法人間配当等の当期支払額12」	その支払に係る基準日(その定めがない場合には、その支払に係る効力が生ずる日。以下同じです。)にその連結法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人に当期に支払う令第155条の23第1項(連結留保金額から控除する金額等)に規定する配当等の額(適格現物分配に係るものを含みます。)を記載します。	
「連結法人間配当等の当期受取額13」	その支払に係る基準日にその連結法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人から当期に受け取る令第155条の23第1項に規定する配当等の額を記載します。	
「当期末配当等の額(連結法人間配当等の額を除く。)15」	剰余金の配当又は利益の配当(その支払に係る基準日が当期に属するものでその支払に係る決議の日が当該連結事業年度終了の日の翌日から当期に係る決算の確定の日までの期間にあるものに限り、当該基準日に当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人に支払うものを除きます。)により減少する連結個別利益積立金額を記載します。	
「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の減少額として帰せられる金額16」	次の(1)及び(2)の金額の合計額を記載します。 (1) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書ー連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法人の分」の「差引連結法人税個別帰属額4」+「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額5」+「同上に対する税額7」+「連結法人税個別帰属額計10」の外書	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>－「個別控除税額11」－「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額13」により計算した金額がマイナス(△)になる場合のその金額</p> <p>(2) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表」の「算出連結法人税個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額1」－「減算調整額3」＋「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額6」＋「土地譲渡税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額7」＋「加算調整額8」の外書により計算した金額がマイナス(△)になる場合のその金額</p>	
<p>「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の負担額として帰せられる金額17」</p>	<p>次の(1)及び(2)の金額の合計額を記載します。</p> <p>(1) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分」の「差引連結法人税個別帰属額4」＋「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額5」＋「同上に対する税額7」＋「連結法人税個別帰属額計10」の外書－「個別控除税額11」－「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額13」により計算した金額がプラスになる場合のその金額</p> <p>(2) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表」の「算出連結法人税個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額1」－「減算調整額3」＋「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額6」＋「土地譲渡税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額7」＋「加算調整額8」の外書により計算した金額がプラスになる場合のその金額</p>	
<p>「別表一の二(一)「5」＋「7」及び「10の外書」のうち帰せられる金額24」</p>	<p>平成28年旧措置法第68条の14第5項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)、平成28年旧措置法第68条の15第5項(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)又は平成27年旧措置法第68条の9第11項(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)の規定の適用がある場合には、次の適用規定の区分に応じ、それぞれ次により計算した金額を記載します。</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>(1) 平成28年旧措置法第68条の14第5項……別表一の二(一)「5」の金額から同項の規定の適用を受ける金額を控除して計算した金額</p> <p>(2) 平成28年旧措置法第68条の15第5項……別表一の二(一)「5」の金額から同項の規定の適用を受ける金額を控除して計算した金額</p> <p>(3) 平成27年旧措置法第68条の9第11項……別表一の二(一)「5」の金額から同条第1項から第3項まで、平成27年旧措置法第68条の9の2第1項(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例)の規定により読み替えられた平成27年旧措置法第68条の9第1項から第3項までの規定に係る部分の金額を控除して計算した金額</p>	
<p>「個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額25」</p>	<p>「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法人の分」の「個別所得金額又は個別欠損金額1」の金額がプラスである場合の「算出連結法人税個別帰属額2」の金額を記載します。</p>	<p>「個別所得金額又は個別欠損金額1」の金額がない場合又はマイナスである場合は、この欄への記載は要しません。</p>
<p>「連結親法人が中小連結親法人以外の場合26」、「連結親法人が大法人による完全支配関係がある中小連結親法人の場合27」</p>	<p>令第155条の25第1号(連結留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額)に規定する個別所得金額がない場合には、記載は要しません。</p>	
<p>「住民税額28」</p>	<p>次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 令第155条の25第1号に規定する個別所得金額がない場合 (24又は(26)又は(27)のいずれか多い金額) ×16.3%</p> <p>(2) (1)以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次により計算した金額を記載します。</p> <p>イ 連結親法人が措置法第68条の9第3項(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)に規定する中小連結親法人に該当する場合 (24又は(26)又は(27)のいずれか多い金額) ×16.3%</p> <p>ロ 連結親法人が措置法第68条の9第3項に規定する中小連結親法人に該当しない場合 (24又は(26)又は(27)のいずれか多い金額) ×16.3%</p>	

欄	記載要領	注意事項
<p>「調整個別帰属地方税額に係る控除額 $\left[\begin{array}{l} \text{(24) 又は (30) のいずれ} \\ \text{か多い金額} \end{array} \right] \times 20\%$ $\left[\begin{array}{l} 16.3\% \\ 31 \end{array} \right]$</p>	<p>令第155条の25第1号に規定する個別所得金額がない場合には、次により計算した金額を記載します。</p> $\left[\begin{array}{l} \text{(24) 又は (30) のいずれか多い金額} \\ \times 16.3\% \end{array} \right] \times 20\%$	

3 根拠条文

法81の18①一、令155の23、155の25、155の43